



第202300114086号
令和5年8月7日

鳥取県内水面漁場管理委員会
会長 安藤 重敏 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 鈴木 由香利
(公印省略)

遊漁規則の認可申請について (諮問)

令和5年5月29日付けで公表した鳥取県内水面漁場計画に定める漁業権の内容たる漁業について、漁業法(昭和24年法律第267号)第170条第1項の規定に基づき、別紙の者から申請がありましたので、同条第4項の規定により諮問します。

担当
農林水産部水産振興局
漁業調整課
漁業調整担当 本田
電話 : 0857-26-7339
ファクシミリ : 0857-26-8131

遊漁規則認可申請一覧

公示番号	漁場の区域	申請者の住所氏名	
内 共 第	1号	千代川本流及び支流。ただし、湖 山川を除く。	鳥取県鳥取市河原町長瀬34-5 千代川漁業協同組合 代表理事組合長 寺崎 健一
	2号	天神川本流及び支流	鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12 天神川漁業協同組合 代表理事組合長 西田 二三男
	3号	日野川本流及び支流	米子市熊党323-1 日野川水系漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤 英夫
	4号	湖山川及び湖山池	鳥取県鳥取市湖山町南一丁目969番地5 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 邨上 和男
	5号	橋津川、東郷池及び東郷川	東伯郡湯梨浜町上浅津123-20 東郷湖漁業協同組合 代表理事組合長 足立 憲信

遊漁規則の認可申請について

令和5年5月29日付けで公表した鳥取県内水面漁場計画に定める漁業について、このたび、第五種共同漁業権の免許の申請があった者（9月1日免許見込み）より、漁業法（以下「法」という。）第170条第1項の規定に基づき、次のとおり遊漁規則の認可申請があったため、申請のとおり認可して良いか法第170条第4項の規定に基づき、鳥取県内水面漁場管理委員会の意見を聴くもの。

【遊漁規則認可申請一覧】

○共同漁業権 存続期間: 令和5年9月1日から令和15年8月31日までの10年間(内共第4号は令和10年8月31日までの5年間)

公示番号	漁場の区域(漁場の位置)	免許申請者	備考	
内共第	1号	千代川本流及び支流。ただし、湖山川を除く。 (鳥取市並びに八頭郡八頭町、若桜町及び智頭町)	千代川漁業協同組合	
	2号	天神川本流及び支流 (倉吉市並びに東伯郡湯梨浜町、三朝町及び北栄町)	天神川漁業協同組合	
	3号	日野川本流及び支流 (米子市、西伯郡南部町、伯耆町及び日吉津村並びに日野郡日南町、日野町及び江府町)	日野川水系漁業協同組合	
	4号	湖山川及び湖山池(鳥取市)	湖山池漁業協同組合	短期免許(5年)
	5号	橋津川、東郷池及び東郷川(東伯郡湯梨浜町)	東郷湖漁業協同組合	

(参考1) このたび認可申請のあった遊漁規則について

令和5年9月1日以降の新たな漁業権に基づき、各内水面漁業協同組合が組合員以外の者(遊漁者)の採捕行為を規制するための規則を定めるもの。

(参考2) 遊漁規則の認可の審査基準について

1 漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第170条第2項及び法施行規則第57条に規定する、遊漁規則に定めるべき事項が規定されていること。

(遊漁規則等に定めるべき事項)

- ①遊漁についての制限の範囲、②遊漁料の額及びその納付の方法、
③遊漁承認証に関する事項、④遊漁に際し守るべき事項、⑤漁場監視員に関する事項、
⑥違反者に対する措置に関する事項

2 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。)第48条第1項第9号(組合法第52条第6項に規定する総代会によるものも含む。)に規定する決議又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく決議が行われていること。

⇒ 出席者の議決権の過半数以上

(200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる)

3 法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。なお、各号に該当するかどうかの判断は、令和4年7月26日4水管第1167号水産庁長官通知「遊漁規則の作成及び認可について」の第5の3(1)及び(2)による。

(法第170条第5項各号)

- ①遊漁を不当に制限するものでないこと ※
②遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること
※「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業調整その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外の制限。

4 鳥取県漁業調整規則等の法令に違反した内容が規定されていないこと。

遊漁規則認可申請 審査表

公示 番号	漁場の区域	申請者の住所氏名	審査								
			遊漁規則 に定める 事項の記 載	総会の決議		法第170条第5項への該当			鳥取県漁 業調整規 則等の法 令に違反 した内容 が規定さ れていな い	適否	
				賛成者数/ 議決権 ≥50%	適否	遊漁を不 当に制限 するもの でない	遊漁料の 額が妥当	適否			
内 共 第	1号	千代川本流及び 支流。ただし、 湖山川を除く。	鳥取県鳥取市河原町長瀬34-5 千代川漁業協同組合 代表理事組合長 寺崎 健一	○	90/91 =99%	○	○	○	○	○	○
	2号	天神川本流及び 支流	鳥取県倉吉市西倉吉町7番地12 天神川漁業協同組合 代表理事組合長 西田 二三男	○	29/34 =85%	○	○	○	○	○	○
	3号	日野川本流及び 支流	米子市熊党323-1 日野川水系漁業協同組合 代表理事組合長 佐藤 英夫	○	80/81 =99%	○	○	○	○	○	○
	4号	湖山川及び湖山 池	鳥取県鳥取市湖山町南一丁目969番地5 湖山池漁業協同組合 代表理事組合長 邨上 和男	○	33/33 =100%	○	○	○	○	○	○
	5号	橋津川、東郷池 及び東郷川	東伯郡湯梨浜町上浅津123-20 東郷湖漁業協同組合 代表理事組合長 足立 憲信	○	45/45 =100%	○	○	○	○	○	○

このたびの認可申請に係る審査の概要

審査基準に照らし、すべての申請が適切であることを確認。

審査基準	審査	適否
<p>1 漁業法（昭和24年法律第267号。以下「法」という。）第170条第2項及び法施行規則第57条に規定する、遊漁規則に定めるべき事項が規定されていること。 （遊漁規則等に定めるべき事項）</p> <p>①遊漁についての制限の範囲 ②遊漁料の額及びその納付の方法 ③遊漁承認証に関する事項 ④遊漁に際し守るべき事項 ⑤漁場監視員に関する事項 ⑥違反者に対する措置に関する事項</p>	すべて記載	適
<p>2 水産業協同組合法（昭和23年法律第242号。以下「組合法」という。）第48条第1項第9号（組合法第52条第6項に規定する総代会によるものも含む。）に規定する決議又は総会の部会において組合法第51条の2第1項の規定に基づく決議が行われていること。</p> <p>⇒出席者の議決権の過半数以上</p> <p>（200人を超える組合は、定款の定めるところにより、総会に代わるべき総代会を設けることができる）</p>	<p>総会（総代会）議事録により確認</p> <p>○千代川漁協：総代会 賛成 90/91=99%</p> <p>○天神川漁協 賛成 29/34=85%</p> <p>○日野川水系漁協：総代会 賛成 80/81=99%</p> <p>○湖山池漁協 賛成 33/33=100%</p> <p>○東郷湖漁協 賛成 45/45=100%</p>	適
<p>3 法第170条第5項各号に規定する内容に該当すること。なお、各号に該当するかどうかの判断は、令和4年7月26日付4水管第1167号水産庁長官通知「遊漁規則の作成及び認可について」の第5の3（1）及び（2）による。</p>		適
<p>（法第170条第5項各号）</p> <p>①遊漁を不当に制限するものでないこと</p> <p>（参考） 「遊漁を不当に制限する」とは、水産動植物の繁殖保護、漁業調整その他組合員の当該漁業に対する生活依存度等を考慮した遊漁への必要最小限度の制限以外の制限をいうものと解される。</p> <p>②遊漁料の額が当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額に比して妥当なものであること</p>	<p>○各漁協の組合員を規制する行使規則と遊漁規則とを比較し、両規則の間に差が設けられているのは湖山池漁協及び東郷湖漁協のみだが、新たな差は設けられていない。</p> <p>○千代川漁協、日野川漁協、湖山池漁協、東郷湖漁協：遊漁料の変更なし</p> <p>○天神川漁協において令和6年1月1日から遊漁料を改定するが、理由（種苗代の高騰）及び当該漁業権に係る水産動植物の増殖及び漁場の管理に要する費用の額と比し妥当であることを確認（概要は裏面）</p>	
<p>4 鳥取県漁業調整規則等の法令に違反した内容が規定されていないこと。</p>	鳥取県漁業調整規則等に照らし、違反した内容の記載がないことを確認	適

○天神川漁協における遊漁料の改定について

(遊漁料の変更の概要)

【あゆ等】

年間 8,000 円→9,000 円 (1.13 倍)

【溪流魚のみ】

年間 5,000 円→6,000 円 (1.2 倍)

【投網】

年間 12,000 円→13,000 円 (1.08 倍)

【管理釣り場】

1 日 4,000 円→4,500 円 (1.13 倍)

(理由)

飼料価格が高騰し放流魚の価格も上がっており、漁業権魚種であるアユや溪流魚の増殖費用の増大、また溪流魚釣り人口の底上げにつなげている管理釣り場においても、現状のままでは濃密な放流が困難。遊漁料金の改定を行い運営の健全化、内水面振興を図ろうとするもの。

(水産動植物の増殖・漁場管理に要する費用の額)

あゆ遊漁者 1 人当たり 26,901 円 →あゆ等遊漁料 9,000 円

溪流魚遊漁者 1 人当たり 6,591 円 →溪流魚のみ遊漁料 6,000 円

※ 放流費、漁場管理費、販売手数料を遊漁者数及び組合数で除した金額 (販売手数料は遊漁者数のみ)

※ あゆは不漁のため遊漁者も大きく減少し、遊漁料等で水産動植物の増殖・漁場管理に要する費用を賄えていないが、市町や川づくり基金の補助金で補填

(参考 1)

・ 種苗単価の高騰率 1.08~1.21 倍

・ 遊漁料の値上げ率 1.08~1.2 倍

(参考 2) 組合員賦課金との比較

組合員賦課金：10,000 円

(参考 3) 県内河川との比較

【あゆ等】

千代川 9,000 円、日野川 9,000 円

【溪流魚のみ】

千代川 7,000 円、日野川 6,000 円

【投網等】

千代川 13,500 円、日野川 15,000 円

次期漁業権免許に係る遊漁規則の主な変更点等

1 全体

鳥取県漁業調整規則改正に伴う字句の修正、体裁の修正等
(規則の禁止区域を再掲している場合、規則の内容に合わせる等)

2 河川

【千代川漁協】

- あゆ解禁日の変更 (第3条第3項、第4条第3項関係)

現在、若桜地区、智頭地区及び佐治地区におけるあゆ漁解禁日は毎年6月15日に定めているが、3地区からの要望により他の地区と同じ6月1日の解禁に変更する。

(参考) 漁協聞き取り

水温が低くアユの成長が遅い3地区について解禁日を後ろ倒しにしていたが、放流サイズを大きいものに変更するなどの対策をとり、他の地区と同じ6月1日に解禁しても十分採捕可能となった。

- 友釣専用区域の変更 (第3条第3項関係、第4条第3項関係)

今回の漁業権切替に伴い各地区で友釣専用区の見直しを行い、用瀬地区と智頭地区については、カワウ対策のテグス設置が可能で友釣漁場に適した区域に変更する。また、河原地区と八東地区徳丸専用区については、河川環境の変化により友釣漁場に適さなくなったため廃止することとした。

- 遊漁料の納付方法、遊漁証の改定 (第7条第4項、第8条関係)

遊漁料の納付方法及び遊漁証についてオンラインシステムに対応したものとするとともに、年間の遊漁料を納付した者に発行する遊漁証には顔写真を貼付するものとした。(顔写真の対応は、令和6年2月1日から)

【天神川漁協】

- 遊漁の方法の追加 (第3条関係)

川に親しむ機会を増やすため、千代川、日野川に準じ、遊漁の方法として規定していた「さお釣り、たも網、やす、投網、川舟及び鵜川」に「手釣り」を加えた。

- フライ・ルアー専用区、さお釣り専用区の明記 (第4条、第5条関係)

遊漁者にわかりやすいよう、これまでの「禁止区域」による採捕の制限から、「フライ・ルアー専用区の設置」、「さお釣り専用区の設置」として規定した。

- さお釣り専用区の見直し (令和6年1月1日から) (第5条関係)

アユ資源の低迷により、投網採捕者から漁場の確保について要望が年々高まっていたことから、解禁直後に設置していたさお釣り専用区の区間及び期間を縮小した。

(変更の概要)

期間限定のさお釣り専用区について、次のとおり縮小

区域 3か所 → 2か所廃止、1か所を2区域に分割して縮小

期間 6月1日から8月31日まで → 6月1日から8月15日まで

※ 周年の投網禁止区域(10か所)は変更なし

○遊漁料金の改定（令和6年1月1日から）（第9条関係）

飼料価格が高騰し放流魚の価格も令和4年度より上がり、アユや溪流魚の増殖費用が増大している。また、溪流魚釣り人口の底上げにつなげている管理釣場においても現状のままでは濃密な放流は困難となっている。このため、遊漁料金の改定を行い運営の健全化、内水面振興を図ろうとするもの。

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期間	遊漁料		
			R5.12.31 まで	R6.1.1 から	改定率
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)いわな、あまご(さつきますを含む。)、にじます及びこい	さお釣り・手釣り及びたも網	年間	8,000円	9,000円	1.13倍
		1日限り	3,000円	同左	—
やまめ(さくらますを含む。)いわな、あまご(さつきますを含む。)及びにじます	さお釣り・手釣り及びたも網	年間	5,000円	6,000円	1.2倍
		1日限り	3,000円	同左	—
あゆ及びこい	投網(さお釣り・手釣り及びたも網を併用する場合を含む。)	年間	12,000円	13,000円	1.08倍
あゆ	川舟	年間	30,000円	同左	—
あゆ	鶴川	年間	50,000円	同左	—
あゆ	やす	年間	5,000円	同左	—
やまめ、いわな及びにじます	倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域で行うさお釣り	1日限り	4,000円	4,500円	1.13倍

(参考)

1 水産動植物の増殖・漁場管理に要する費用の額

【アユ】

(遊漁者と組合員の経費) アユ放流費 2,513千円
 漁場管理費 436千円 (テグス設置含む)
 小計 2,949千円

(遊漁者の経費) 販売手数料 27千円

(採捕者数) アユ遊漁者数81名(竿・投網) + 組合員30名 = 111名

(採捕者1人当たり) 2,949千円 ÷ 111 = 26,568円

(遊漁者1人当たり) 26,568円 + (27千円 ÷ 81) = 26,901円

→遊漁料 さお釣り9,000円、投網13,000円

※あゆの長期にわたる不漁のためあゆ遊漁者等が大きく減少し、現在、遊漁料等で水産動植物の増殖・漁場管理に要する費用を賄えていないため、市町や川づくり基金の補助金で補填している。天然資源が回復したら、天然遡上量に応じ、増殖指針の範囲内で、放流から産卵場整備へ移行等による増殖経費の削減等を検討し、運営の健全化、内水面振興を図る。

(アユ遊漁者数の推移)

年度	H20	H25	H30	R1	R2	R3	R4
遊漁者数	243人	131人	57人	72人	64人	70人	81人

【溪流魚】

(遊漁者と組合員の経費) 溪流魚放流費 3,824千円
 漁場管理費 262千円
 小計 4,086千円
 (遊漁者の経費) 販売手数料 198千円
 (採捕者数) 溪流魚遊漁者数592名 + 組合員34名 = 626名
 (採捕者1人当たり) 4,086千円 ÷ 626 = 6,257円
 (遊漁者1人当たり) 6,257円 + (198千円 ÷ 592) = 6,591円
 →遊漁料 6,000円

2 飼料価格及び放流種苗単価

区分	R元	R2	R3	R4	R5	R5/R元比
飼料価格/20kg	3,900円	3,900円	4,100円	4,900円	5,500円	1.41倍
アユ種苗/kg	3,240円	3,300円	3,420円	3,420円	3,586円	1.11倍
ニジマス種苗/kg	1,200円	1,200円	1,200円	1,200円	1,300円	1.08倍
ヤマメ種苗/kg	1,900円	1,900円	2,000円	2,100円	2,300円	1.21倍
イワナ種苗/kg	2,000円	2,000円	2,000円	2,200円	2,400円	1.2倍

※ 種苗購入先に確認したところ、今後も種苗代は値上げの可能性あり。

3 組合員賦課金との比較 組合員賦課金：10,000円

4 県内河川との比較

【あゆ等】 千代川 9,000円、日野川 9,000円
 【溪流魚のみ】 千代川 7,000円、日野川 6,000円
 【投網等】 千代川 13,500円、日野川 15,000円

【日野川水系漁協】

○ 友釣り専用区で使用できる漁具・漁法の明確化（令和6年6月1日から変更）
 遊漁規則 第3条（漁具・漁法の制限）第3項において、区域及び期間を定めてあゆの遊漁で用いる漁具・漁法をさお釣（友釣又は毛バリ釣に限る）に制限することで、「友釣り専用区（以下「専用区」という。）」を設置している。

近年、アユ型ルアーを用いたアユイングが盛んになったことから、現在の制限内容では、ルアーを「オトリ」と見立てた「友釣り」と称して専用区内でルアー釣りをを行う者が生じる懸念があるため、専用区内でのアユイング等のルアー釣りを禁止する内容に記載を改める。

○ 友釣り専用区の拡大（令和6年6月1日から変更）

組合員及び遊漁者からの要望に対応し、西伯郡伯耆町岸本から同町大殿までの1,200メートルの区域として設置している友釣り専用区について、同町吉定から同町遠藤の2,900メートルの区域に拡大する。

【参考】変更の概要

(1) 令和5年9月1日から令和6年5月31日まで

区 域	禁止する 漁具・漁法	期 間
略		
西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端からその1,200メートル下流の同町大殿の国土交通省水位観測所までの区域	さお釣（友釣又は毛バリ釣に限る。）以外の漁具・漁法	6月1日から 9月25日まで
略	略	略

(2) 令和6年6月1日以降		
区 域	禁止する 漁具・漁法	期 間
略	・漁法	6月1日から 9月25日まで
西伯郡伯耆町吉定の蚊屋堰下流端から 2,900メートル下流の同町遠藤の排水樋門 までの区域	さお釣(友釣又は毛バリ釣に限 る。)以外の漁法 ・漁具 ルアー及びリール付き竿	
略	略	略

3 湖沼

【湖山池漁協】

- たも網によるしらうおの採捕期間の見直し(第4条第2項関係)
制限内容を従前からの行使規則に合わせたもの

【現行の遊漁規則】

たも網での遊漁期間：4月1日から翌年1月31日まで
(2月1日から3月31日までは禁止)

【このたびの遊漁規則】

たも網での遊漁期間を削除し、禁止区域として第4条第2項に規定。
(一部の区域で3月1日から5月31日までを禁止)

- たも網による遊漁期間の削除(第4条第2項関係)
こいについてたも網での遊漁期間について定めていたが、禁止期間で
内容がわかるため削除。
- 遊漁承認裏面への遊漁に当たっての留意事項の記載(第7条関係)

【東郷湖漁協】

- 遊漁期間にうなぎ、えびを追記(第4条関係)
従前からの行使規則に合わせたもの。

4 行使規則との比較

各漁協の組合員を規制する行使規則と遊漁規則とを比較し、両規則の間に差が設けられているのは湖山池漁協及び東郷湖漁協のみだが、水産動植物の繁殖保護、漁業調整及び組合員の当該漁業に対する生活依存度を考慮し、従前から両規則間に差があるものであり、新たな差は設けられていない。

	行使規則	遊漁規則
湖山池漁協	○漁法はさお釣り(引懸(ゾロ)、ルアー、撒き餌(アミ)を除く)、 <u>投網、刺網、見取、四つ手網、石がま、定置網、延なわ、竹の筒、地曳網、引き網、船びき網等</u> (対象漁業ごとに規定)	○遊漁方法は、さお釣り及び手釣り(引懸(ゾロ)、ルアーを除く)、 <u>たも網、徒手採捕のみ</u> ※船又はいかだ等、撒き餌(アミ)の禁止 ○石がま及び石がまの周囲の遊漁禁止
東郷湖漁協	○漁法は刺網、さお釣り、 <u>投網、定置網、地曳網、四つ手網、手繰網、たも網、筒づけ、延縄等</u> (対象漁業ごとに規定)	○遊漁方法は、さお釣り(引懸を除く)、 <u>手釣り、たも網、徒手採捕のみ</u> ※船又はいかだ等の禁止

千代川漁業協同組合内共第1号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、千代川漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第1号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象になっている水産動物（あゆ、やまめ（さくらますを含む。）、いわな、あまご（さつきますを含む。）、にじます及びこいをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生及び組合の承認を受けた行事に参加する者が第3条第1項に規定する「さお釣り等」により遊漁をする場合はこの限りでない。

2 遊漁料は、第7条第1項、第2項及び第3項に定める額を同条第4項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

(漁具又は漁法等の制限)

第3条 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）、いわな、あまご（さつきますを除く。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り、手釣り、やす、徒手採捕及びたも網（以下「さお釣り等」という。）以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならない。

- (1) さお釣り
- (2) 手釣り
- (3) やす
- (4) 徒手採捕
- (5) たも網
- (6) 投網
- (7) 鶺鴒川
- (8) 四つ手網
- (9) 川舟

2 次の表の左欄に掲げる漁具又は漁法による遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる統数又は規模の範囲内でなければ行ってはならない。

漁具又は漁法	統数又は規模
やす	人力以外の動力を使用しないこと。
たも網	網目は5ミリメートル以上とし、網口の最大口径は1メートル以下とすること。
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
鶺鴒川	1人1統とし、従事者は6人以内とすること。
四つ手網	1人1統とすること。
川舟	いかり網の長さが50メートル以内の無動力船に限ること。

3 次の表に掲げる区域内（以下「友釣り専用区」という。）においては、6月1日から8月31日までの期間内は、あゆを対象とする遊漁をさお釣り（友釣り又は毛針釣りに限る。友釣りルアーは除

く。)以外の漁法により行ってはならない。

1	鳥取市用瀬町川中の新川中橋下流端から2,000メートル下流の同市同町金屋の金屋橋上流端までの区域
2	鳥取市佐治町加瀬木の入江橋下流端から1,150メートル下流の同市同町加瀬木の加瀬木橋上流端までの区域
3	八頭郡智頭町大字毛谷の毛谷橋下流端から2,200メートル下流の同町大字南方の南方橋上流端までの区域
4	八頭郡八頭町日田の山崎橋上流700メートルにある山崎頭首工から800メートル下流の同町富枝にある若桜鉄道第3八東川橋梁上流端までの区域
5	八頭郡若桜町大字浅井の庄の瀬取水堰下流端から1,500メートル下流の同町大字若桜の権現水路堰上流端までの区域

(遊漁期間)

第4条 次に表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期 間
あ ゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が定めて公表する期間
やまめ、いわな、あまご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こ い	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合及び組合が委託する遊漁証取扱所に掲示するほか、組合のウェブサイトにて公表するものとする。

3 次の表の左欄に掲げる区域では、あゆの繁殖保護を図るため中欄に掲げる漁法は右欄の期間禁止する。

採捕を禁止する区域	禁止する漁法	禁止する期間
全域(ただし、友釣専用区は第3条第3項の定めによる。)	さお釣り(引懸(ゾロ)に限る。)	6月1日から同月14日まで
	投網	6月1日から同月30日まで
八頭郡若桜町大字若桜における中国電力株式会社設置の堰堤上流端から上流の区域、同郡智頭町大字市瀬における中国電力株式会社設置の新市瀬橋上流端から上流の区域を除く全域	第3条第1項に定めるすべての漁具又は漁法	11月1日から翌年1月31日まで

(禁止区域及び禁止期間等)

第5条 鳥取県漁業調整規則に定める禁止区域及び禁止期間等のほか、次の表の左欄に掲げる区域内においては、同表右欄に掲げる期間は、水産動物を採捕してはならない。

禁 止 区 域	禁 止 期 間
鳥取市円通寺の円通寺橋上流端から、上流240メートルと、同535メートルの間の区域	1月1日から 12月31日まで

(全長制限)

第6条 やまめ(さくらますを含む。)、いwana、あまご(さつきますを含む。)、にじます及びこいについては、全長15センチメートル以下のものは、これを採捕してはならない。

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

水産動物の名称	漁具又は漁法等	期 間	遊漁料	
あゆ、やまめ(さくらますを含む。)、いwana、あまご(さつきますを含む。)、にじます及びこい	さお釣り等	年 間	9,000円	
		1日限り	3,500円	
やまめ(さくらますを含む。)、いwana、あまご(さつきますを含む。)&及びにじます	さお釣り等	年 間	7,000円	
		1日限り	3,500円	
あゆ、さくらます、さつきます及びこい	投網(さお釣り等を併用する場合を含む。)	年 間	13,500円	
	鵜川	年 間	55,000円	
	四つ手網	1辺の長さが183センチメートル未満	年 間	5,500円
		1辺の長さが183センチメートル以上	年 間	9,000円
	川舟(無動力船1隻によるものに限る。)	年 間	33,000円	

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者がさお釣り等による遊漁をする場合の遊漁料は、それぞれ同表の右欄に定めるとおりとする。

区 分	遊 漁 料
75歳以上の者(県内に住所を有する者に限る。)	年間 3,500円
身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)	年間 1,700円

3 あゆを含むさお釣り等の年間の遊漁料を組合に納めた者が、投網による採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。小学生未満の者、小学校、中学校に在学中の者、県内に住所を有する高校生が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料を納付しなければならない。また、本条第2項各号の適用を受け、遊漁料を組合に納めた者が、さお釣り等以外の漁具又は漁法で採捕を行う場合は、本条第2項の表に定める遊漁料と本条第1項の表に定める漁具又は漁法の遊漁料との差額を納付しなければならない。

4 遊漁料は、千代川漁業協同組合事務所(鳥取市河原町長瀬34-5)又は組合が別に公示する取扱所又は組合が指定するオンラインシステム(以下「オンラインシステム」という。)において納付しなければならない。

(遊漁証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁証(オンライ

ンシステムにより発行されるものを含む。)を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名及び住所
- (2) 年齢又は生年月日(オンラインシステムによるものについては不要)
- (3) 遊漁証の区分
- (4) 有効期間
- (5) 遊漁料金
- (6) 交付場所
- (7) 注意事項
- (8) その他参考となるべき事項

2 第7条第1項及び第2項に規定する年間の遊漁料を納めた者に発行する遊漁証には本人の顔写真を貼付するものとする。

3 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

4 遊漁証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。なお、オンラインシステムで遊漁料を納付した場合は、遊漁証を印刷し、携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。ただし、印刷した遊漁証を携帯できない場合は、遊漁証を表示したオンラインシステムの画面を提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁業監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、鳥取市源太の鳥取市設置の水管橋下流端から鳥取市古海の千代大橋までの区域においては、川底をかくはんしてはならない。

(漁業監視員)

第10条 漁業監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができるものとする。

2 漁業監視員は、次に掲げる事項を記載した漁業監視員証をケース等に入れて携帯するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 注意事項
- (3) 発行者
- (4) 組合員の身分を証する事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を得ずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則の第2条第1項以外の規定に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

この規則は、鳥取県知事の認可のあった日から施行する。ただし、第8条第2項については令和6年2月1日から効力を有する。

天神川漁業協同組合 内共第2号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、天神川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第2号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ・やまめ（さくらますを含む。）いわな・あまご（さつきますを含む。）・にじます及びこいをいう。以下に同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、中学生以下については、この限りでない。

- 2 漁場の区域内において各種団体が遊漁に関する行事を主催する場合には、あらかじめ遊漁の対象とする水産動物の名称、漁具、漁法等、遊漁区域、遊漁期間等行事の内容を記載した遊漁承認申請書を提出して、組合の承認を受けなければならない。
- 3 組合は、前項の規定による申請があった場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の採捕に著しい支障があると認める場合を除き、当該申請を承認するものとする。
- 4 遊漁料（第9条第1項から第3項までに定めるもの）は、第9条第4項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法等の制限)

第3条 遊漁の方法は、さお釣り・手釣り・たも網・やす・投網・川舟及び鵜川に限る。

ただし、やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご（さつきますを含む。）及びにじますを採捕する場合は、さお釣り・手釣り及びたも網に限る。こいを採捕する場合は、さお釣り・手釣り・たも網・投網に限る。

- 2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規模
投網	網目は2センチメートル以上とすること。
川舟	無動力船に限ること。
鵜川	1人1統とし、従事者は4人以内とすること。

(フライ・ルアー専用区の設置)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域に右欄に掲げる期間中、フライ・ルアー専用区を設ける。フライ・ルアー専用区においては、フライ・ルアー以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。

区域	期間
小鴨川のうち倉吉市関金町今西地内の讃岐井手頭首工から上流同町堀地内の第2頭首工までの区域	3月1日から9月30日まで

(さお釣り専用区の設置)

第5条 次の表の左欄に掲げる区域に、右欄に掲げる期間中、さお釣り専用区を設ける。さお釣り専用区においては、さお釣り以外の漁具・漁法によって遊漁をしてはならない。

(1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

区域	期間
天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から東伯郡三朝町大字牧地内の湯谷用水までの区域	6月1日から 8月31日まで
三徳川のうち三徳川と天神川との合流点から東伯郡三朝町大字大瀬及び本泉におけるわかとり大橋までの区域	
天神川のうち倉吉市田内地内の羽合用水えん堤から小鴨川合流点までの区域並びに小鴨川のうち小鴨川と天神川との合流点から倉吉市八幡町及び生田における明源寺堰までの区域	

(2) 令和6年1月1日以降

区域	期間
天神川のうち倉吉市下田中地内の郡山えん堤から上流倉吉市円谷地内の円谷大口頭首工までの区域	6月1日から
天神川のうち三朝町本泉地内の河戸橋下流端から上流三朝町牧地内の湯谷用水までの区域	8月15日まで

(遊漁期間)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚種	期間
あゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの間で組合が定めて公表する期間
やまめ・いわな・あまご及びにじます	3月1日から9月30日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
こい	1月1日から5月14日まで及び6月15日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合のウェブサイトに掲示するものとする。

(禁止区域等)

第7条 前条の規定による期間内であっても、次の表の区域内においては、遊漁をしてはならない。

禁止区域
東伯郡三朝町大字大柿の中国電力株式会社設置のえん堤上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域
倉吉市上余戸の郡山えん堤下流端から下流20メートルの区域
倉吉市田内の鳥取県設置の羽合用水えん堤下流端から下流30メートルの区域
倉吉市三明寺の北条用水えん堤下流端から下流20メートルの区域
東伯郡三朝町大字中津の鳥取県設置の小鹿えん堤から上流のかん水区域

2 次の表のア欄に掲げる漁法による遊漁は、イ欄に掲げる区域内においては、それぞれウ欄に掲げる期間中は行ってはならない。

ア漁法	イ禁止区域	ウ禁止期間
投網	三徳川（その支流を含む。）のうち三徳川と小鹿川との合流点から上流の区域	1月1日から 12月31日まで
	小鹿川（その支流を含む。）のうち小鹿川と三徳川との合流点から上流の区域	
	加茂川（その支流を含む。）のうち東伯郡三朝町大字鎌田地内の坂戸橋から上流の区域	
	加谷川（その支流を含む。）のうち加谷川と福本川との合流点から上流の区域	
	福本川（その支流を含む。）のうち福本川と加谷川との合流点から上流の区域	
	小嶋川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町今西地内のえん堤から上流の区域	
	矢送川（その支流を含む。）のうち倉吉市関金町郡家地内の山崎橋上流えん堤から上流の区域	
	滝川（その支流を含む。）のうち滝川と矢送川との合流点から上流の区域	
	清水川（その支流を含む。）のうち清水川と小嶋川との合流点から上流の区域	
余川谷川（その支流を含む。）のうち余川谷川と天神川との合流点から上流の区域		

（全長の制限）

第8条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚種	全長
やまめ（さくらますを含む。）・いわな・あまご （さつきますを含む。）・にじます及びこい	15センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第9条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

(1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ・やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)・にじます及びこい	さお釣り・手釣及びたも網	年間	8,000円
		1日限り	3,000円
やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)及びにじます	さお釣り・手釣及びたも網	年間	5,000円
		1日限り	3,000円
あゆ及びこい	投網(さお釣り・手釣及びたも網を併用する場合を含む。)	年間	12,000円
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

(2) 令和6年1月1日以降

魚種	漁具・漁法	期間	遊漁料
あゆ・やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)・にじます及びこい	さお釣り・手釣及びたも網	年間	9,000円
		1日限り	3,000円
やまめ(さくらますを含む)・いわな・あまご(さつきますを含む)及びにじます	さお釣り・手釣及びたも網	年間	6,000円
		1日限り	3,000円
あゆ及びこい	投網(さお釣り・手釣及びたも網を併用する場合を含む。)	年間	13,000円
あゆ	川舟	年間	30,000円
あゆ	鵜川	年間	50,000円
あゆ	やす	年間	5,000円

2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、それぞれ右欄に定めるとおりとする。

区分	遊漁料
中学生以下(さお釣り・手釣及びたも網に限る。)	免除
身体障害者(身体障害者手帳所持者に限る。)	年間 1,500円
遊漁に関する行事を主催する団体	1日限り 10,000円
75歳以上の倉吉市、三朝町、北栄町、湯梨浜町に住所を有する者(さお釣り・手釣及びたも網に限る。)	年間 3,000円

3 前2項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域において、さお釣りをを行う場合の遊漁料は、右欄に定めるとおりとする。

(1) 令和5年9月1日から令和5年12月31日まで

区域	遊漁料
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,000円

(2) 令和6年1月1日以降

区域	遊漁料
倉吉市関金町小泉の小泉川養魚場取水口からその下流の砂防ダムまでの区域	1日限り 4,500円

4 遊漁料は、天神川漁業協同組合事務所（倉吉市西倉吉町7-12）又は組合が第10条第1項で定める遊漁承認証（以下「遊漁証」という。）の発行業務を委託した取扱所において納付しなければならない。ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、遊漁証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁証は、他人に貸与してはならない。

3 遊漁証は、再発行しないものとする。但し、組合長が特に認めた場合はこの限りでない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第11条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、漁場の環境を美しく保全することに努めなければならない。

(漁場監視員)

第12条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した顔写真付き身分証明書を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(1) 氏名

(2) 発行者 天神川漁業協同組合

(違反者に対する措置)

第13条 組合は、遊漁者が第2条第1項又は第2項の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、第9条第1項から第3項までに定める遊漁料の2倍に相当する額を徴収するものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、行わないものとする。

附則 この規則は認可のあった日から施行する。

原本と相違ありません

鳥取県倉吉市西倉吉町7-12

天神川漁業協同組合

代表理事組合長 西田 二三男



日野川水系漁業協同組合内共第3号
第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、日野川水系漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第3号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、やまめ（さくらますを含む。）、あまご（さつきますを含む。）、いわな、にじます及びうなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関して必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、組合の承認を受けるものとし、この承認は遊漁料の納付（無料の場合を含む。以下同じ。）をもってする。ただし小学生以下の者、又は組合の承認を受けた釣大会等に参加する者については、この限りではない。

2 遊漁料の納付は、第7条第1項及び第2項に規定する遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具・漁法以外の漁具・漁法による遊漁は行ってはならない。ただし、やまめ（さくらますを除く。）、あまご（さつきますを除く。）、いわな、にじますを採捕する場合は、さお釣及び手釣に限り、うなぎを採捕する場合は、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱及びつけ針に限る。うなぎ以外の水産動物を採捕する場合には、はえ縄、うなぎ籠、うなぎ箱又はつけ針を用いてはならない。

- | | | | |
|--------------------------|--------|--------|--------|
| ア さお釣 | イ 手釣 | ウ はえ縄 | エ うなぎ籠 |
| オ うなぎ箱 | カ つけ針 | キ 徒手採捕 | ク たも網 |
| ケ 投網 | コ 地びき網 | サ 川舟 | |
| シ いかだ（これに類するものを含む。以下同じ。） | | | |

2 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ中央欄に掲げる規模の範囲内でかつ右欄の期間内でなければならない。

漁具・漁法	規 模	期 間
た も 網	網目2センチメートル以上	1月1日から12月31日まで
投 網	網目2センチメートル以上	1月1日から12月31日まで
地 び き 網	網目6センチメートル以上	11月1日から翌年3月31日まで
川 舟	総トン数1トン以下 (無動力船に限る)	8月1日から翌年6月30日まで
い か だ	—	8月1日から翌年6月30日まで

3 次の表の左欄に掲げる区域内においては、右欄に掲げる期間中は、あゆを対象とする遊漁を中欄に掲げる漁具・漁法により行ってはならない。

(1) 令和5年9月1日から令和6年5月31日まで

区 域	禁止する 漁具・漁法	期 間
日野郡日南町生山の生山橋上流端からその 2,300 メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋 下流端までの区域	さお釣(友釣又は毛バリ釣に限る。) 以外の漁具・漁法	6月1日から 9月25日まで
日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその 2,400 メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		
日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその 2,500 メートル下流の舟場橋上流端までの区域		
日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその 1,100 メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域		
西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその 880 メー トル下流の野上川合流点までの区域		
西伯郡伯耆町岸本の蚊屋井手第1水門下流端から その 1,200 メートル下流の同町大殿の国土交通省 水位観測所までの区域		
米子市車尾における車尾堰から下流の区域	全ての漁具・漁法	11月1日から 翌年1月31日まで

(2) 令和6年6月1日以降

区 域	禁止する 漁具・漁法	期 間
日野郡日南町生山の生山橋上流端からその 2,300 メートル下流の同郡日野町上菅及び福長の諏訪橋 下流端までの区域	・漁法 さお釣(友釣又は毛バリ釣に限る。) 以外の漁法 ・漁具 ルアー及びリール付き竿	6月1日から 9月25日まで
日野郡日野町黒坂の中央橋上流端からその 2,400 メートル下流の根妻えん堤下流端までの区域		
日野郡日野町根雨の津地橋下流端からその 2,500 メートル下流の舟場橋上流端までの区域		
日野郡江府町荒田の荒田川合流点からその 1,100 メートル下流の洲河崎橋下流端までの区域		
西伯郡伯耆町荘の昭和橋下流端からその 880 メー トル下流の野上川合流点までの区域		
西伯郡伯耆町吉定の蚊屋堰下流端から 2,900 メー トル下流の同町遠藤の排水樋門までの区域		
米子市車尾における車尾堰から下流の区域	全ての漁具・漁法	11月1日から 翌年1月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から9月25日まで及び11月1日から翌年1月31日までの期間内で毎年組合が定めて公表する期間内
こ い	1月1日から12月31日まで
やまめ(さくらますを除く。)、 あまご(さつきますを除く。)、いわな、 にじます	3月1日から9月30日まで
さつきます	3月1日から9月25日まで
さくらます	3月1日から5月31日まで
う な ぎ	1月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
日野郡江府町大字洲河崎字白住の中国電力株式会社設置のえん堤上流端の上流18メートルから下流360メートルの区域	1月1日から 12月31日まで
日野郡江府町大字佐川の中国電力株式会社設置のえん堤(旭えん堤)上流端の上流18メートルから下流360メートルの区域	
日野郡江府町大字佐川の中国電力株式会社設置のえん堤(佐川えん堤)上流端の上流18メートルから下流80メートルの区域	
西伯郡伯耆町吉定のかんがい用えん堤(五千石えん堤)上流端の上流30メートルから下流150メートルの区域	1月1日から 5月31日まで
米子市古豊千における日野川堰上流端から上流36メートル、下流360メートルの区域	2月1日から 6月30日まで 及び 9月26日から 11月10日まで
米子市観音寺における法勝寺川堰上流端から上流18メートル、下流180メートルの区域	
米子市皆生字中野浪新田862-2(日野川本流左岸)と同地点から真方位110度の線と対岸との交点を結んだ線から下流の区域	

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい、やまめ(さくらますを含む。)、あまご(さつきますを含む。)、いわな、にじます	15センチメートル
うなぎ	30センチメートル

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料
あゆ、こい、 やまめ(さくらますを含む。) あまご(さつきますを含む。) いわな、にじます	さ お 釣 ・ 手 釣	年 間	9,000円
		1日限り	3,300円
やまめ(さくらますを含む。) あまご(さつきますを含む。) いわな、にじます	さ お 釣 ・ 手 釣	年 間	6,000円
		1日限り	3,300円
あゆ、こい、さくらます、 さつきます、うなぎ	地 び き 網	年 間	60,000円
	川 舟 及 び い か だ	年間(一隻)	33,000円
	徒手採捕、たも網及び投網(さお釣及び手釣も行うことができる。)うなぎに限り、はえ縄、籠、箱、つけ針(穴釣を行うことができる)	年 間	15,000円

2 前項の規定にかかわらず、さお釣または手釣の漁具・漁法による場合であって、次の表に掲げる者が遊漁する場合の遊漁料は、次のとおりとする。

魚 種	区 分	期 間	遊 漁 料
あゆ、こい やまめ(さくらますを含む。) あまご(さつきますを含む。) いわな、にじます、うなぎ	70才以上の者(県内者に限る)	交付日から 無期限	500円
	中 学 生 高 校 生	年 間	1,100円
	身体障害者(手帳所持者に限る)	年 間	2,000円
あゆ、こい、 やまめ(さくらますを含む。) あまご(さつきますを含む。) いわな、にじます	女 性	年 間	4,500円
		1日限り	1,650円
やまめ(さくらますを含む。) あまご(さつきますを含む。) いわな、にじます	女 性	年 間	3,000円
		1日限り	1,650円

- 3 遊漁料の納付は、日野川水系漁業協同組合事務所（米子市熊党 410。以下「事務所」という。）又は別に公示する日野川水系漁業協同組合が遊漁承認証の発行業務を委託した遊漁証発行取扱所においてしなければならない。ただし、地びき網、川舟及びいかだの漁具漁法を用いる場合には事務所において納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第 8 条 組合は、第 2 条第 1 項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の氏名、住所
 - (2) 承認期間
 - (3) 魚種
 - (4) 漁具・漁法
 - (5) 遊漁期間
 - (6) 遊漁料の額
 - (7) 発行者名
- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
- 3 遊漁承認証は、理由を問わず再発行はしないものとする。

（遊漁に際し守るべき事項）

第 9 条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）に基づく報告等の為に行う採捕量の調査等に協力するものとする。

（漁場監視員）

第 10 条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行なうことができる。

- 2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期限
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

（違反者に対する措置）

第 11 条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否

することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、行わないものとする。

附則

この規則は、認可の日から発効する。

第4号議案 内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則の制定及び認可申請について

湖山池漁業協同組合

内共第4号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、湖山池漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえび。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

- 第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、別記様式第1号の申請書でなければならない。
 - 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。
 - 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条の遊漁料を第7条第3項の方法により、組合に納付しなければならない。

(漁具又は漁法等の制限)

- 第3条 次の各号に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法により遊漁をしてはならない。
- 1 さお釣及び手釣（引懸（ゾロ）、ルアーを除く）
 - 2 たも網
 - 3 徒手採捕
- 2 第1項の場合において、船又はいかだ等を用いてはならない。
 - 3 第1項の場合において、撒き餌（アミ）をしてはならない。

(禁止区域等)

第4条 次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
鳥取市金沢における湖山川河口から上流 500m及び同河口から右岸 150m、左岸 50mの間の沖合 100mの水域	1月1日から 12月31日まで
鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結んだ直線以西の湖山池の水域	
石がま	
石がまの周辺 18m以内の区域	10月1日から 翌年7月15日まで
鳥取市福井における福井川河口から上流 660mの水域	5月15日から 7月15日まで
鳥取市金沢における宇田川河口から同市金沢における坂津橋下流端の水域	
鳥取市松原における枝川河口から上流 595mの水域	
鳥取市高住における高住川河口から上流 315mの水域	
鳥取市布勢における新内新田川の水域、同市湖山町南三丁目における旧内新田川の水域及び同市湖山町三丁目における新内新田川河口以東の水域	
鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点の扉門の上流端から上流 370mの垂井川の水域	

2 次の左欄に掲げる魚種については、中欄の区域内において、右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

魚 種	区 域	期 間
こい及びふな	湖山池	5月15日から 7月15日まで

しらうお	鳥取市高住字濱手 136 番地の 13 から 158 番地の 2 にかけての岸から沖合 30m の間	3 月 1 日から 5 月 31 日まで
	鳥取市良田の農業廃水路において、県道鳥取鹿野倉吉線から河口を経て沖合 30m の間	
	鳥取市良田字大黒見 638 番地から鳥取市松原字新開田 597 番地 1 にかけて岸から沖合 30m の間	
	鳥取市金沢字町山分 758 番地から字大門山分 757 番地にかけて岸から沖合 30m の間	
	鳥取市三津 1232 番地の 3 から 1233 番地の 1 にかけて岸から沖合 30m の間	

3 次の表の左欄に掲げる区域において中欄に掲げる禁止漁具又は漁法により、右欄に掲げる水産動物を採捕してはならない。

区 域	禁止漁具又は漁法	水産動物の種類
湖山川（鳥取市湖山町東三丁目と 同市賀露町南一丁目の境界線から 下流の区域）	手釣及びさお釣以外の漁 具・漁法	こい、ふな、うな ぎ又はわかさぎ

（全長制限）

第 5 条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15 cm 以下
う な ぎ	30 cm 以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第 6 条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

魚種	漁具・漁法	遊漁料
こい	さお釣り、手釣り、たも網 徒手採捕	1 日 1,000 円、1 年 10,000 円
ふな		
うなぎ		
わかさぎ		
しらうお		
えび		

- 2 前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる者の遊漁料は、同表右欄のとおりとする。

区 分	遊漁料
鳥取市に住所を有する者	無 料
鳥取市外に住所を有する者で、中学生以下及び80歳以上の者	無 料
鳥取市外に住所を有する者で、高校生及び身体障害者（手帳所持者による。）	前項に規定する額の2分の1の額

- 3 遊漁料の納付は、湖山池漁業協同組合事務所（鳥取市湖山町南一丁目 969-5）においてしなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第7条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第2号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第10条 遊漁者が第2条第1項に違反したときの遊漁料は、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料に10,000円上乗せした額とする。

- 2 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

（附則）

この規則は、認可の日から発効する。

遊漁承認申請書

湖山池漁業協同組合 様

私は、湖山池漁業協同組合の漁場区域内で遊漁を行いたいので、承認していただきますようお願いいたします。

年 月 日

住所
氏名
年令

連絡先	電話	
	メール	
生年月日	年 月 日	

種 別		一日券	年 券
鳥取市民		無 料	
鳥 取 市 外	①一般	1,000円	10,000円
	②中学生以下・80歳以上	無 料	
	③高校生(証明 有・無)	500円	5,000円
	④身障者(証明 有・無)	500円	5,000円

様式第2号

(表面)

No.		遊漁承認証	
氏名		年 月 日生	
住所			
交付	年 月 日		
年 月 日まで有効			
鳥取市湖山町南1丁目969-5 湖山池漁業協同組合 電話 0857-28-1078			

(裏面)

湖山池遊漁規則抜粋		
1 禁止事項		
①ゾロ釣り ②ルアー釣り ③船またはいかだ釣り		
④撒き餌(アミ) ⑤四つ手網、投網、刺網(たも以外の網)		
⑥かにかご ⑦その他県の規則で禁止されている漁法		
2 禁漁期間		
魚種	区 域	期 間
鯉・鮒	全区域	5月15日～7月15日
シラウオ	高住大宝間西側工場前附近 良田の農業排水路河口附近 県道鳥取鹿野倉吉線沿いで良田と松原の境界附近 つづらお附近・海洋センター附近	3月1日～翌年5月31日
3 禁漁区域		
	区 域	期 間
	金沢地区内の長良川河口から上流500m及び河口から右岸150m 左岸50mの間の沖合100mの区域、つづらお入口にある忠魂碑 と金沢の宇田川尻の枝川河口右岸を結ぶ線以内の区域・石がま 石がまの周辺10m以内の区域	年間を通じて 10月1日～翌年7月15日
4 全長制限(制限寸法以下は採捕禁止)		
魚 種	全 長	
鯉	15cm以下	
うなぎ	30cm以下	
遊漁料を納付し、遊漁承認証の交付を受けていても、当組合の漁場監視員が確認のため 声をかけることがありますので、ご協力下さい。		

東郷湖漁業協同組合内共第5号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、東郷湖漁業協同組合（以下「組合」という。）が免許を受けた内共第5号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび、ぼら及びすずきをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に遊漁料を納付することにより、承認を受けなければならない。ただし、東伯郡湯梨浜町、三朝町に住所を有する者並びに中学生以下の者及び70歳以上の者については、この限りでない。

2 遊漁料の納付は、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付することにより行うものとする。

(漁具又は漁法の制限)

第3条 次に掲げる漁具又は漁法以外の漁具又は漁法による遊漁は行ってはならない。

- 一 さお釣り（引懸を除く。以下同じ。）
- 二 手釣り
- 三 たも網
- 四 徒手採捕

2 前項に掲げる漁具又は漁法による場合においても、船、いかだ等を用いてはならないものとする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内でなければ行ってはならない。

水産動物の名称	期間
こい	7月16日から翌年5月14日まで
ふな	11月1日から翌年4月30日まで
わかさぎ	10月1日から翌年4月30日まで
しらうお	11月1日から翌年4月30日まで
うなぎ	5月1日から12月31日まで
えび	5月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ同表の右欄に掲げる期間内は、遊漁を行ってはならない。

禁止区域	禁止期間
東伯郡湯梨浜町大字龍島及び大字引地における東郷川河口から上流180メートルの水域	1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日まで
東伯郡湯梨浜町大字橋津字拾屋敷394(東郷池尻右岸)と同地点から276度に引いた線と対岸との交点を結んだ線から下流の水域	1月1日から12月31日まで
東伯郡湯梨浜町大字南谷におけるかまがつぼ排水路	5月15日から7月15日
東伯郡湯梨浜町大字下浅津における県道東郷湖線の東側路端から下流の水域	
東伯郡湯梨浜町大字藤津における藤津橋下流端から下流の舎人川の区域	
東伯郡湯梨浜町大字長江における県道東郷湖線と長江港川との交差する部分における長江港川下流端の水域	
東伯郡湯梨浜町大字門田における門田橋下流端から下流の埴見川の区域	
東伯郡湯梨浜町大字長和田における羽衣石橋下流端から下流の羽衣石川の区域	1月1日から3月31日まで及び5月15日から7月15日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる水産動物については、それぞれ同表の右欄に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない。

水産動物の名称	大きさ
こい	15センチメートル以下
うなぎ	30センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

漁具又は漁法	期間	遊漁料
さお釣り、手釣り、たも網 及び徒手採捕	年間	3,000 円
	1 日限り	1,000 円

- 2 前項の規定にかかわらず、高校生及び身体障害者（身体障害者手帳所持者に限る。）に係る遊漁料の額は、前項の額の2分の1に相当する額とする。
- 3 遊漁料は、東郷湖漁業協同組合事務所（東伯郡湯梨浜町大字上浅津 123-20）において納付しなければならない。

（遊漁承認証に関する事項）

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次の様式による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を交付するものとする。

表

遊漁承認証						
下記のとおり遊漁を承認します。						
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;">住所</td> <td style="width: 50%; padding: 5px;">年 齢</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">氏名</td> <td></td> </tr> </table>	住所	年 齢	氏名		
住所	年 齢					
氏名						
承認期間						
魚種						
漁具又は漁法						
遊漁料						
発行者						
東郷湖漁業協同組合		印				
連絡先						

裏

注意事項

2. 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁に際しては、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができるものとする。

2 漁場監視員は、次の様式による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

表

漁場監視員証	
下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	
有効期間	
発行年月日	
発行者	
東郷湖漁業協同組合	印

裏

注意事項

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者が第2条第1項の規定に違反し、組合の承認を受けずに遊漁を行ったときは、第7条第1項及び第2項に定める遊漁料の1.5倍に相当する額を徴収するものとする。

2 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒否することができるものとする。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しはしないものとする。

附則

この規則は、令和 年 月 日から施行する。